地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による平成30年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 25 日

小松市監査委員 小 栗 厳

同 杉 林 憲 治

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

団体名 小松市防犯協会

所管課 市民共創部市民サービス課

2 選定理由

小松市防犯協会は、今回が初めての監査であることから監査対象とした。

3 監査の種別

財政援助団体等監査

4 監査実施日

平成 30 年 12 月 25 日

5 監査実施場所

小松市監査委員室

6 監査の範囲

平成29年度補助金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

7 監査の執行者

監査委員 小栗 厳,監査委員 杉林 憲治

8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の 提示を求め、監査委員事務局職員がその内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等 の予備監査を行った。

監査当日は小松市監査委員室において、小松市防犯協会関係職員並びに所管課である市民共創部長ほか市民サービス課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1)補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票等の整備, 記帳は適正になされているか。また, 領収書等の証拠書類の整備, 保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- 10 監査対象の概要
 - (1) 名称 小松市防犯協会
 - (2) 設立年月日 昭和37年5月23日

(3) 目的

犯罪のない社会を理想として,市民の防犯思想を高揚するとともに,各防犯協会の 円満な発展を促すこと。

(4) 組織(平成30年4月1日現在)

役員は、会長1名、副会長3名、理事27名(うち部会長3名)、監事2名、幹事1 名からなっている。

(5) 事業内容

ア 一般防犯関係

- ・防犯対策の調査,企画,実施
- ・防犯思想の普及及び防犯施設の整備
- ・防犯活動に対する指導協力ならびに連絡調整
- ・家出人・浮浪者等の救護
- ・犯罪捜査・災害救助等に対する協力援助
- ・防犯功労者の表彰
- ・その他防犯上必要な事項
- イ 少年および高齢者対策関係
 - ・地域安全連絡所の設置・運営および育成
 - ・地域安全推進総代および指導員・推進員の育成
 - ・地域安全推進会議の開催
 - ・その他、地域安全対策上必要な事項

11 補助金等

団体に支払われている補助金等は以下のとおりである。

平成29年度交通安全及び防犯活動事業補助金(小松市防犯協会) 3,600,000円

12 監査の結果

監査を実施した範囲において、事務処理、経理状況ともに目的どおりにおおむね良好に 執行がされていると認められた。

事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので 本報告には省略した。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

団体名 公益社団法人小松市スポーツ協会

所管課 にぎわい交流部スポーツ育成課

2 選定理由

公益社団法人小松市スポーツ協会は,前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお,前回は平成22年度に実施している。

3 監査の種別

財政援助団体等監査

4 監查実施日

平成 30 年 12 月 25 日

5 監查実施場所

義経アリーナ (末広体育館)

6 監査の範囲

平成29年度補助金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

7 監査の執行者

監査委員 杉林 憲治

8 監査委員の除斥

監査委員事務局の監査において,地方自治法第 199 条の2の規定により,小栗厳監査委員は除斥した。

9 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の 提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員がその内容等の検視、検算、抽出照合 及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は義経アリーナにおいて、公益社団法人小松市スポーツ協会事務局長及び関係職員並びに所管課であるにぎわい交流部担当部長ほかスポーツ育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお,この財政援助団体等監査において,地方自治法第199条第8項の規定により学 識経験者として,北陸税理士会小松支部所属税理士飯田崇義氏を選任し,予備調査を依 頼した。その調査結果及び意見を聴き,これを監査の参考とした。

10 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1)補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

- (3) 出納関係帳票等の整備, 記帳は適正になされているか。また, 領収書等の証拠書類の 整備, 保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

11 監査対象の概要

- (1) 名称 公益社団法人小松市スポーツ協会
- (2) 設立年月日 昭和23年5月20日
- (3)目的

体育・スポーツを振興し、市民の健康増進・体力の向上並びに健康で文化的生活の 実現に寄与すること。

(4)組織(平成30年4月1日現在)

役員は,理事 20 名 (うち会長1名,副会長4名,理事長1名,常任理事3名),監事2名からなっている。

(5) 事業内容

- ア 加盟団体の強化発展と、相互の連絡融和を図ること
- イ 体育・スポーツの普及・啓蒙を図ること
- ウ 体育・スポーツ指導者の養成及びクラブ活動の育成を図ること
- エ 競技力向上及び健康増進のため、講習会等を開催すること
- オ スポーツ少年団の育成に関すること
- カ 生涯スポーツの推進と健康文化の発展に寄与すること
- キ 小松市民体育大会及びその他の競技会を開催すること
- ク 石川県民体育大会に、市代表選手及び役員を選出・派遣すること
- ケ 体育・スポーツの功労者等の顕彰に関すること
- コ 体育・スポーツ医科学に関する事業を推進すること
- サ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

12 補助金等

団体に支払われている補助金等は以下のとおりである。

平成29年度公益社団法人小松市体育協会育成事業補助金9,800,000円

13 監査の結果

監査を実施した範囲において、事務処理、経理状況ともに目的どおりにおおむね良好に 執行がされていると認められた。

事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので 本報告には省略した。